

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 3

2024年9月12日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

本準備書面においては、相互主義に関する主張を行う。

記

第1 はじめに一国家賠償法6条は違憲の疑いがあること

被告国は準備書面（1）16頁以下において、原告らにおいて国賠法6条が定める相互保証の主張立証がなされていないと主張している。しかしながら、そもそも国賠法6条の相互保証主義は、憲法17条違反の疑いのある条文であり、違憲無効の可能性はある。

憲法17条が「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」として権利行使の主体を「何人も」と定めていること、憲法前文が国際協調主義を採っていることからすれば、憲法17条は国籍にかかわらず全ての人に国家賠償権を認める趣旨と考えられる。加えて、日本が1979年に批准した自由権規約2条3（a）が「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定めていることからすれば、権利を侵害された全ての人が賠償を求めることができなければならないはずである。

学説においても、憲法17条との関係について、違憲性あるいは違憲の疑いを指摘するものが多数あり、「自然人にかんしてはその請求権をいずれの国籍たるを問わず認めるのが合理的であり、その制限は違憲の疑いが濃いいわざるをえない」（下山瑛二「国家補償法」34頁）、「外国人の賠償請求権を相互の保証のある場合にかぎっているのは、本条の趣旨に適合しないきらいがある」（宮澤俊義「全訂日本国憲法」230頁）、「被害者の救済の普遍的要求の見地からも、このような限定に合理的根拠はなく、もはや現時点においては違憲と解すべきである」（渋谷秀樹「憲法〔第3版〕」124頁）等と、批判的に説かれている。

これに対し、被告国は、「同条の立証趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものである」（準備書面（1）17頁）と主張するが、国が故意または過失によって個人の権利を侵害しながら、賠償せずに受忍を強いることの方が、国と個人の関係において明らかに公平性を欠くであろう。学説においても、「国際社会における個人の人権尊重の要請が高まっている今日、相互保証主義ではなく内外平等主義を採用すべき」（宇賀克也「国家補償法」358頁）、「違法に発砲した

警察官の銃弾によって負傷した人に、その国籍の相違によって救済を認める、認めないという滑稽な状況を想定すれば、容易にその珍妙さを理解できる」（前掲渋谷124頁）との指摘がある。

このように、原告らにおいては、国賠法6条の相互保証主義は憲法17条に違反する疑いが強いと考えるものであるが、後述のとおり、本訴訟の原告らについては、いずれも本国法において国家賠償が定められており、相互保証の要件を満たすことから、国賠法6条が憲法に違反するとの主張は、争点の拡散を防ぐため、現時点においては行わないこととする。

第2 主張立証責任は被告国が負うべきであること

次に、被告国は、相互保証があることの主張立証責任は原告らが負うと主張し、根拠として、相互保証は外国人の賠償請求権の取得要件であること、自国法制を明らかにすることは外国人にとって困難ではないこと、東京地判昭和47年6月26日の裁判例を挙げる。しかしながら、上記のとおり、本来、国家賠償は何人に対しても認められるのが原則であり、外国人について相互保証がない場合に制限するのは違憲の疑いがあり、少なくとも例外的なものであるから、相互保証がないことを主張立証する責任は、これを否定する側が負うべきである。

裁判例には、相互保証の主張立証を原告が負うとしたものと被告が負うとしたものの両方が存在するが、被告説をとるものが多くなっているとされる（宇賀克也「条解国家賠償法」668頁）。被告説をとる大津地判昭和49年5月8日判時768号87頁は、「国家賠償法6条は、むしろ、原則的には外国人にも国家賠償請求権を認め、例外的に、国又は公共団体において相互の保証のないことを立証した場合に限り同法の適用を排除するものと解するのが相当である」と判示している。

したがって、相互保証がないことの主張立証責任は被告国が負うべきである。

なお、主張立証責任の所在に関わらず、国の置かれた立場と役割に鑑みれば、下記に述べるように既に被告国にとって相互保証の適用があることを十分に了知しているはずのアメリカ国籍の原告について、相互保証の適用の主張立証を求めるような訴訟態度は極めて不適切であることを付言しておく。

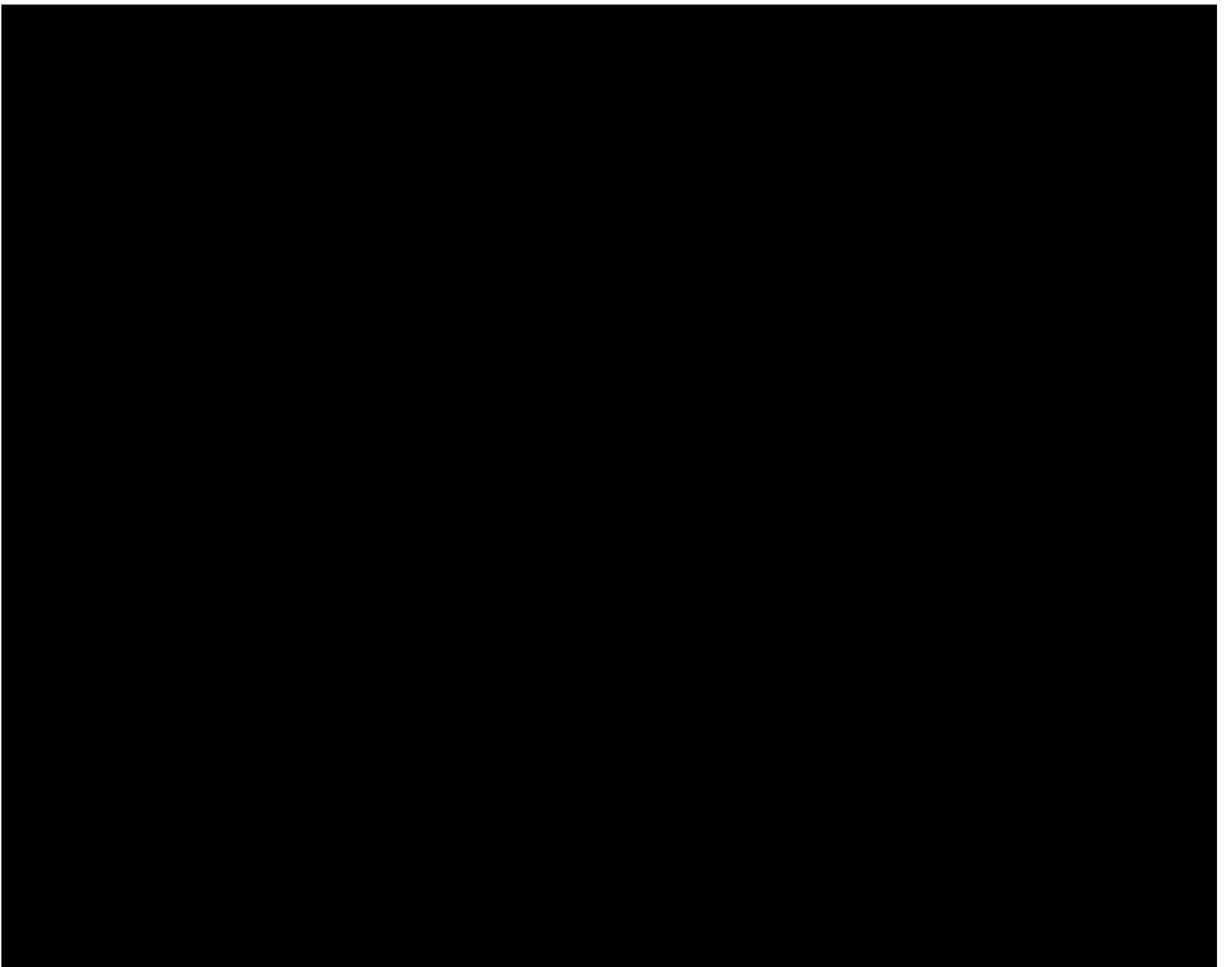
第3 原告シェルトンと原告マシューについて相互保証の適用があること

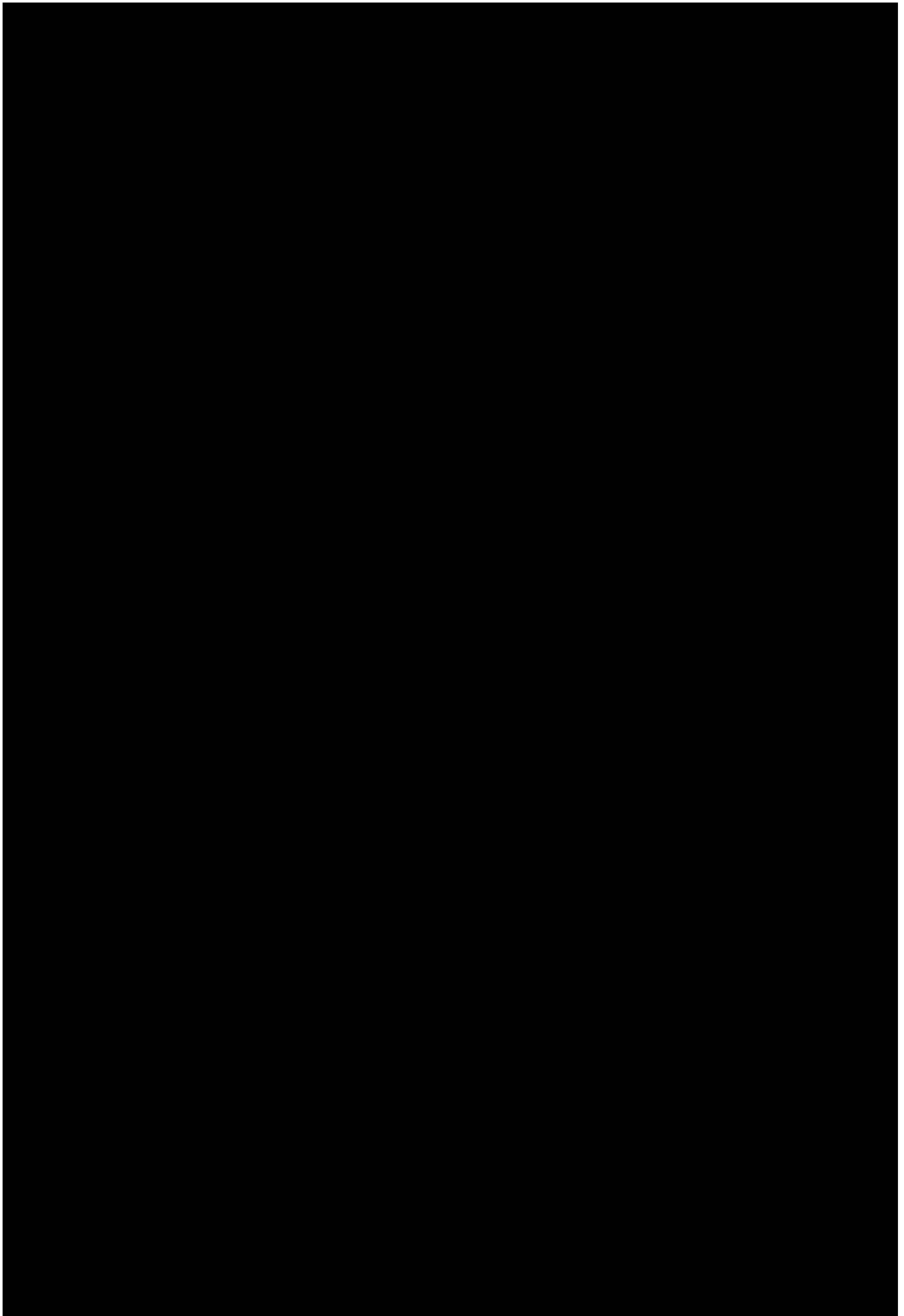
以上のとおり、相互保証がないことの主張立証責任は被告国が負うべきであるが、審理の促進のため、原告シェルトンと原告マシューについて、本国法に国家賠償規定が存在することを述べる。

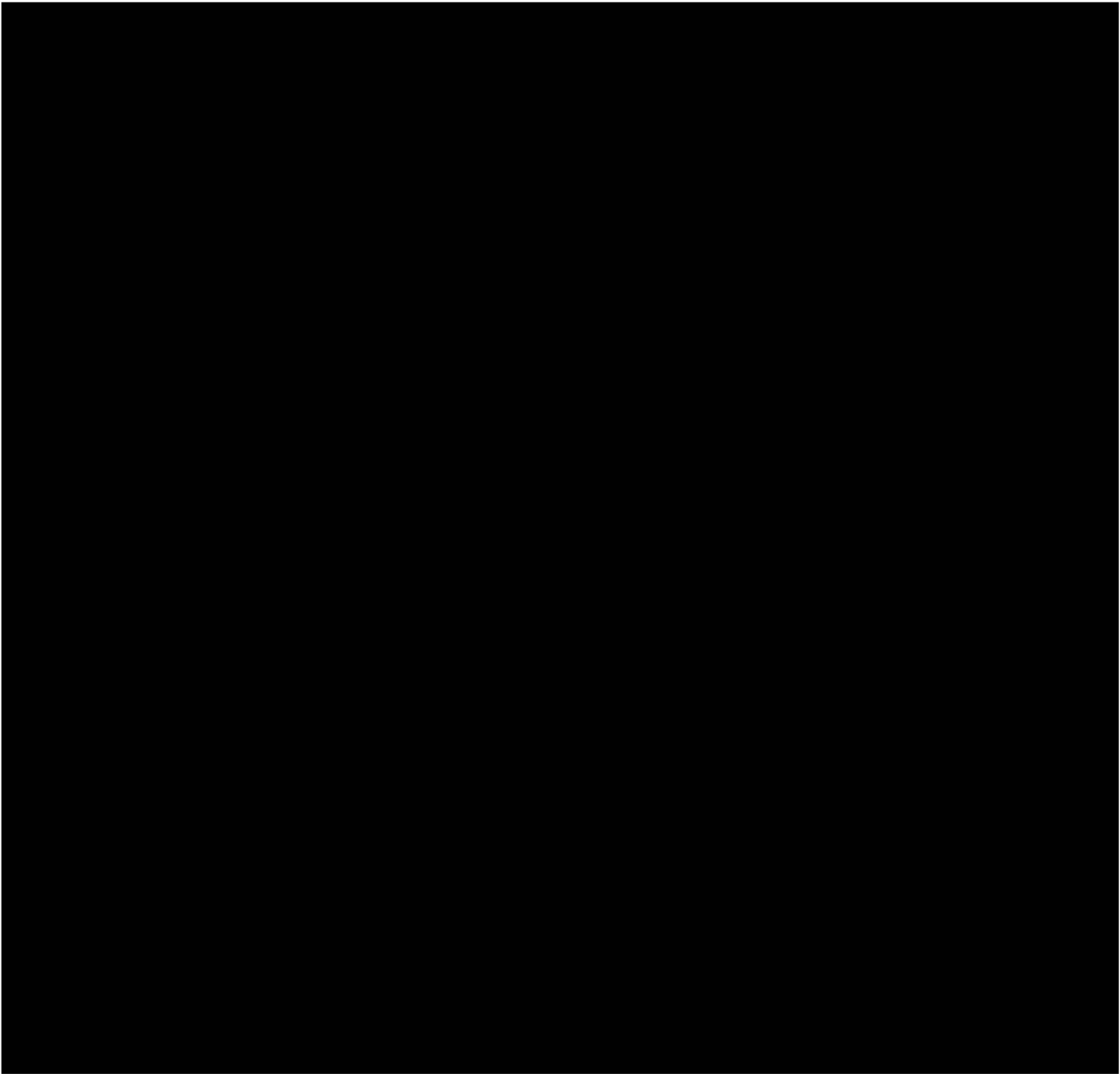
1 原告シェルトンについて

原告シェルトンの国籍国であるアメリカに相互保証があることは、東京地判平成14年6月28日（判タ1117号235頁）において確認されている。すなわち、アメリカにおいては、同判決が参照した連邦市民権法（42 U. S. C o d e S e c t i o n 1 9 8 3）（甲21）によって、公務員による憲法上あるいは法律上の権利の侵害に対する民事的請求権が認められており、本件のような公務員による権利侵害に対する賠償請求は認められると解される。よって、原告シェルトンについて相互保証要件を満たす。

2 原告マシューについて







(3) 結語

これらの憲法や法律の各規定は、日本の国家賠償法 1 条 1 項に対応するものであり、本件のような公務員による権利侵害に対する賠償請求が[REDACTED]において認められていると解される。また他に外国籍の当事者の賠償請求を制限する規定も見当たらない。したがって、原告マシューについて相互保証要件を満たす。

以上